

[事案 2020-276] 新契約無効請求

・令和3年9月24日 和解成立

<事案の概要>

募集人から契約内容の説明を受けずに契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成21年11月に契約した学資保険（契約①）、平成30年4月に契約した組立型保険（契約②）、令和元年5月に契約した組立型保険（契約③）について、いずれの契約も募集人から直接説明を受けておらず、自分の母から申込書の記載を依頼されただけであることから、契約①②③を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

契約①②については、以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。契約③については、募集人による不適切行為が認められることから、解決を図りたい。

- (1) 契約①②については、いずれも申立人の母親主導で契約したものであるが、申立人への説明は母親経由で行っている。
- (2) 母親死亡後、申立人自身が解約手続きを行い、解約払戻金等を受領しており、申立人は母親の相続人でありかつ母親の行為を承継する立場にあるので、契約の無効は主張できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約①②を無効とすべき事情は認められないが、契約③については、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 契約③は、申立人、募集人のいずれも、申込書および告知書のサインは申立人の自署ではないこと、また面接をしていないことを陳述しており、不適切な行為であった。